

平成 25 年 1 月 10 日

連結・特別目的会社専門委員会  
今後の進め方について

1. これまでの経緯

- 平成 17 年 12 月に開催された第 95 回企業会計基準委員会において、テーマ協議会（現基準諮問会議）より「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備」（参考資料 3 < 参考 1 > 参照）が提言された。
- 同提言においては、当時、特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、企業及び監査人の判断が相当に難しくなっている旨が記載され、特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備を早急に検討する必要があるとの問題提起がなされた。

具体的には、以下のテーマが挙げられており、当委員会では、同提言を受け、平成 18 年 2 月に特別目的会社専門委員会（現 連結・特別目的会社専門委員会）を設置し、その検討を開始した。

第 10 回テーマ協議会提言書「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備」（抜粋）

イ．短期的なテーマ

特別目的会社の連結に関する事項

- ・ 開発型の特別目的会社の連結上の取扱い
- ・ 会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的な判定方法
- ・ 特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）

その他の事項（特別目的会社に関する開示等）

ロ．中長期的なテーマ

- ・ 特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方

- これを受け、当委員会では、平成 19 年 3 月に当面の対応として、企業会計基準適用

<sup>1</sup> 日本公認会計士協会より、「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」（平成 17 年 9 月 30 日 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会）が公表され、平成 17 年 11 月に開催された第 10 回テーマ協議会で新規テーマ案として提言されていた。

指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（以下、「企業会計基準適用指針第 15 号」という。）を公表し、開示上の一定の手当てを行った。

- その後、平成 21 年 2 月に、IASB の当時の検討状況を踏まえた上で、「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」（以下、「平成 21 年論点整理」）を公表した。
- しかしながら、IASB における検討が当初の予定よりも大幅に遅れる見通しとなったことから、特別目的会社に関する連結の取扱いの包括的な改正に先がけて、参考人質疑等を踏まえて実務上のニーズも把握し、平成 23 年 3 月に、短期的対応として、特別目的会社の連結に関する特則<sup>2</sup>が資産の譲渡者のみに適用されるよう、連結会計基準の改正を行った。
- その後、以下の観点から連結の範囲について、検討を行ってきた。

### 特別目的会社の連結に関する特則に対する問題意識

#### < 特別目的会社の連結に関する特則に対する問題意識 >

同特則では、「特別目的会社（資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する。」とされている。

ただし、国際的な会計基準（IFRS 及び米国基準）では、このようなルールはなく、結果的に、特別目的会社について、オフバランスが認められる範囲が国際的なものより広がっている（適用指針第 15 号は、この点について、開示で対応を図るものである。）

<sup>2</sup> 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」第 7-2 項参照。

### IFRS とのコンバージェンス（IFRS10）

2011年（平成23年）5月に公表されたIFRS10について、我が国でその考え方を取り入れた場合に生じ得る論点を検討してきた。その中では、上述の短期的対応を審議する過程でSPEに対する支配力基準の具体的な適用が明確でないとする意見や、代理人の取扱いも同時に見直すべきという意見が示されていたことなども踏まえ、主にIFRS10号の支配概念の特別目的会社に対する適用や代理人に関する論点について検討を行ってきている。

- 今までの検討の過程では、以下のような意見が聞かれているところである。
  - ◇ 平成23年改正連結会計基準の適用日（平成25年4月1日以後開始事業年度から適用。）が到来していないため、現時点でさらなる改正は慎重に進めるべきである。
  - ◇ IFRS10の規定は抽象的であり、実際のIFRS10の運用状況を確認する必要があるのではないか。

## 2. 今後の進め方

- 上記のとおり、現時点では、公開草案等の公表に向けた検討を行い基準化を図ることは時期尚早であるとの意見があるが、特別目的会社の連結に関する特則については依然として問題意識が存在していることから、今後の検討に資するよう、これまでの検討の中で示された意見や考え方を整理して取りまとめることかどうか。

以 上

**（参考資料 1）取りまとめる論点のイメージ**

以下は、これまでの検討の中で示された意見や考え方を整理していく上で取り上げる主な論点のイメージ<sup>3</sup>である。

● **特別目的会社に対する支配力基準の具体的な適用について**

平成 21 年論点整理以降、引き続き中長期的テーマへの対応として、連結財務諸表における特別目的会社に対する支配力基準の具体的な適用について検討が行われた。具体的には、SPE のように議決権が支配の決定要因にならないような場合には、ED10 の提案を参考としたパワーとリターンの考え方をを用いて現行の支配力基準を修正する案が検討されていた。

また、IFRS10 公表後は、議決権が支配の決定要因にならないような場合における IFRS10 の定めがどのように適用され得るかについてケーススタディが行われた。この検討の過程では、実務において生じ得る様々なスキームや様々な契約条件が付された場合のパワーの有無の判断の困難さに関する意見が多く出されていた。

● **代理人の取扱いについて**

代理人の取扱いは、投資先がいわゆる SPE やファンドの場合など、複数の当事者が関わり、当事者間のパワーとリターンの関係が明らかでない場面に特に関係する。我が国における会計基準には該当する定めはなく、平成 21 年論点整理においては、支配力基準の適用に関する検討の中で、どのように取り入れるべきかを検討していた。

IFRS10 においては、代理人の論点は支配の 1 要素（パワーとリターンとの関連）として整理されており、具体的には意思決定者が投資先を支配しているかどうかの判断にあたり、以下の 4 つの要因を考慮することとされている（IFRS10 B60 項）。

- 1) 意思決定権限の範囲
- 2) 他の当事者が保有する権利（解任権などがあるか）
- 3) 意思決定者の報酬
- 4) 投資先のリターンの変動性に対するエクスポージャー

当専門委員会では、我が国で IFRS10 の考え方を取り入れた場合に、これらの要因をどのように考慮するかについてケーススタディによる検討を行ってきた。その中では、解任権の取扱いや、意思決定者の報酬がサービスに見合っているかどうか、アセットマ

<sup>3</sup> この他に特別目的会社に関する開示に関する論点や、支配が一時的な子会社に関する論点も考えられるが、前者については連結範囲を定める前に開示の議論を行うことは得策ではないこと、後者については他プロジェクトの検討が進んでいないことから、いずれも当専門委員会での検討が進められていないため、ここには含めていない。

ネジャーがSPEの持分を何%保有すると本人となり得るのか等について、判断の根拠となる明確なものがなく、判断が難しいとの意見が聞かれている。

### ● 連結対象となる企業について

連結財務諸表に関する会計基準（以下、「連結会計基準」）第5項において、「企業」とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指すとしており、連結範囲に含まれる事業体は、会社に限られていない。なお、IFRS10においては、子会社は定義されているものの、子会社となる企業に関する定めはない。

平成21年論点整理及びその後の検討においては、一般に、会社以外の法人は会社に準ずる事業体として取り扱われることに異論はないと考えられる（同論点整理第35項）とした上で、組合や信託のように法人格がない場合には、どのような場合に会社に準ずる事業体に該当するかが検討されていた。

具体的には、信託及び組合に対する現行の会計基準における考え方については、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」及び第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」で整理されているが、両者は経済的な機能が類似している場合も少なくなく、現行の会計基準では組合であるか信託であるかによって、組合への出資者又は信託の受益者の会計処理が異なる場合があることから、同論点整理及びその後の検討ではできるだけ両者を整合するように見直すことが検討されていた。

### ● 資産の流動化に関する会計基準等について

平成21年論点整理においては、関連する資産の流動化に関する会計基準については見直さない方向で検討されていたが、同論点整理に寄せられたコメント及び国際的な動向を踏まえ、方向性を修正し、その後の検討においては金融資産の消滅の認識及び不動産の流動化についても検討を進めることとされた。

金融資産の消滅の認識については、IFRS9/IAS39の金融資産の認識中止モデルが検討されたが、同モデルは基準内の整合性の問題や、実務上の懸念等が指摘されており、検討においては早急な対応を図る必要はないのではないかと意見が聞かれている。

不動産の流動化に関しては、我が国における現行の会計基準においては、リスク・経済価値アプローチが採用されているにもかかわらず、譲渡人が留保している経済価値が考慮されずに売却処理の要否が判断されることの問題点が指摘されている。一方、国際的には、IASB及びFASBにおける収益プロジェクトにおいて開発されている支配モデルを、非金融資産の支配の移転にも適用する方向で両ボードにおいて検討が行われている。

● 関連会社への該当について

平成 21 年論点整理では、特別目的会社の連結に関する特則によって子会社に該当しないと推定された場合、当該特別目的会社が出資者等の関連会社に該当することはあり得るが、どのような場合に該当するかどうかの判断に実務上、大きな幅があるといわれているとしていた。

同論点整理後の検討においては、支配と同様に、パワーとリターンの要素を考慮して現行の重要な影響力を見直すことが検討されたが、SPE は配当が目的であり、持分法ではなく配当で判断するというのが実態にあっているのではないかといった意見や、組合や信託の場合には、持分法に類する会計処理が単体上で行われており、関連会社として取り扱う意義に乏しいのではないかとの意見が示されている。

以 上

## （参考資料２）特別目的会社の連結に関する特則の検討に関するこれまでの状況

時期	特別目的会社の取扱いに関して公表された会計基準等
H9年6月 H10年10月	企業会計審議会 ・連結財務諸表制度の見直しに関する意見書 ・連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い
H12年1月 H12年7月 H13年5月	日本公認会計士協会 ・連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についてのQ & A ・特別目的会社を利用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針、Q & A
H17年9月	日本公認会計士協会 ・特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言 ・特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ&A
H18年2月	企業会計基準委員会 ・テーマ協議会からの提言によるテーマアップ
H18年9月	・「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の公表 ・「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」の公表
H19年3月	・「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針」の公表
H19年8月	・「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」の公表
H20年5月	・「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」の公表（VC対応）
H21年2月	・「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」の公表
H21年3月	・IASBの公開草案「連結財務諸表」(ED10)に対するコメントを提出
H21年11月	・IASBの公開草案「認識の中止」に対するコメントを提出
H23年3月	・特別目的会社の連結に関する特則に対する短期的対応として、「出資者」に関する記述を削除することとした改正「連結財務諸表に関する会計基準」を公表

第 98 回企業会計基準委員会（平成 18 年 2 月 7 日開催）審議資料(6)

（参考資料 3）

## 特別目的会社の連結に関する検討について

### 1. テーマ協議会からの提言 - <参考 1> 参照

近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する企業及び監査人の判断が相当に難しくなっている。実務上の判断が困難なものの中には、金額的重要性があるものも多く、早急に検討する必要がある。

このうち、「特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方」については、中長期間を要するものとして示されているが、以下を含む特別目的会社の連結に関する事項は、短期的なテーマとして提言されている。（JICPA の提言書については、<参考 2> 参照）

開発型の特別目的会社の連結上の取扱い

会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的な判定方法（会社以外の事業体（組合<sup>4</sup>など）に対する実質支配力基準の具体的な適用方法など）

特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）

### 2. 今後の対応(案)

今後の対応としては、テーマ協議会からの提言にあるように、2 段階（短期的な対応と中長期間な対応）で進めてはどうか<sup>5</sup>。

- (1) テーマ協議会においては、上記の提案内容に沿って可能な限り早く着手すべきとの意見が多数を占めたものとされていること
- (2) 一方で、テーマ協議会でも JICPA の提言書でも、「根本的な考え方」については、相応の時間がかかるものと認識されていること

また、短期的な対応（一定の期間で成果が見えるような対応）としては、以下の点を考慮して進めていくことが適当と考えられるかどうか。

- (1) 現実には多種多様な形態があり、一定の類型を部分的に扱っても、それを回避するような取引が行われることになる。
- (2) 子会社に該当しないものと推定する特別目的会社につき、実務上の取扱いが統一されていないため明確化すべきという意見もあるが、そのためには、中長期的な対応が必要と考えられる「根本的な考え方」を整理しなければならない可能性がある<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> 例えば、これは、投資事業組合やベンチャー・キャピタルとして利用されている。

<sup>5</sup> さらに、この方法は、中長期間な対応（連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」についての根本的な考え方の整理）を独自に行うのではなく、短期的な対応（一定の期間で成果が見えるような対応）を図るための議論の際、念頭に置きながら進めていくものであり、一層効果的な検討も期待できる。

<sup>6</sup> 一方、連結対象となる子会社に含まれる会社以外の事業体（組合など）については、「根本的な考え方」が確立しており、これらについての実務を踏まえ、より具体的な取扱いを短期的に示すことが考えられる。会社以外の事業体に対する指摘については、<参考 3> 参照。



## 審議事項（３）

(3) JICPA の提言書でもテーマ協議会での意見でも、特別目的会社に関するディスクロージャーを充実させていくことが、より早く解決できるという見方がある。具体的な検討方法としては、「特別目的会社専門委員会」を設置し、速やかに検討を開始する。

<参考１> 第10回テーマ協議会提言書（平成17年12月20日 第95回企業会計基準委員会資料から）

1. 提言するテーマ

特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備（特に、下記2(2)イ「特別目的会社の連結に関する事項」については、実務に与える影響が大きいため、早急に検討をお願いしたい）

2. 提言理由

(1) 問題の所在

近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する企業及び監査人の判断が相当に難しくなっている。実務上の判断が困難なものの中には、金額的重要性があるものも多く、早急に検討する必要がある。

本テーマについては過去にも提案がされているが、「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」（平成17年9月30日 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会）に記載のとおりの問題が認識されたため、再度提案するものである。

(2) 検討の範囲・緊急性

イ．短期的なテーマ（開発期間1）

特別目的会社の連結に関する事項

- ・ 開発型の特別目的会社の連結上の取扱い
- ・ 会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的な判定方法
- ・ 特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）

その他の事項（「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」及びその概要を示した「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備について(概要)」を参照）

ロ．中長期的なテーマ（開発期間2）

- ・ 特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方

(3) テーマ協議会委員の意見

上記の提案内容に沿って可能な限り早く着手すべきとの意見が多数を占めた。

一方で、特別目的会社等に関する事項を検討することには異論ないものの、短期的なテーマとしている事項を検討するにしても、現実には多種多様な形態があり、一定の類型を部分的に扱っても、それを回避するような取引が行われることになるため、中長期的なテーマとしている「特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方」を早急に整理しなければ混乱が生じる可能性がある、したがって、直ちに会計基準等の開発に着手するのではなく、まず特別目的会社等に関する実態分析を行い、その結果を踏まえて会計基準等の検討に入るのが現実的ではないかとの意見があった。

また、中長期的なテーマとしている根本的な考え方の議論の前に、より早く解決できる選択肢として、特別目的会社等に関するディスクロージャーについて検討してはどうかとの指摘もあった。